

令和2年度高知龍馬空港レンタカー利用促進支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度高知龍馬空港レンタカー利用促進支援事業助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成目的)

第2条 高知県航空利用促進協議会（以下、「協議会」という。）は、高知龍馬空港の利用促進を図るため、高知龍馬空港到着便の搭乗者にレンタカーを提供するレンタカー事業者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、高知県内に営業所、店舗等があるレンタカー事業者とする。ただし、別表1に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

(助成金交付要件)

第4条 助成金の交付対象は、次に掲げる条件を全て満たし、第6条の規定により協議会会長（以下、「会長」という。）に助成金を申請し、会長が承認した事業とする。

- (1) レンタカーの利用者が、高知龍馬空港到着便の利用者であること。
- (2) レンタカーの貸出地が、高知龍馬空港であること。
- (3) レンタカーの返却地が、高知県内にあるレンタカー事業者の営業所等であること。
- (4) レンタカーの車種が、1,000ccクラス以上であること。
- (5) レンタカーの利用開始日が、高知龍馬空港着の定期便又はチャーター便の利用日と同じであること（利用当日の高知龍馬空港到着便の搭乗券、搭乗券の半券などで搭乗の確認が出来ること）。
- (6) レンタカー1台あたりの利用料金から別表2に掲げる割引額を差し引いた額でレンタカーを提供していること。ただし、レンタカー1台あたりの利用料金が、別表2に掲げる割引額を上回っている場合に限る。
- (7) パッケージツアーでのオプションやレンタカー利用料金を含む企画旅行商品ではないこと。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、令和2年7月18日から令和3年1月31日まで（ただし、令和2年8月9日から令和2年8月15日及び令和2年12月30日から令和3年1月3日までを除く）とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表2に掲げる金額に利用台数を乗じて得た額とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（第1号様式）を、令和3年1月31日までに会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認

めたときは、助成金の交付を決定し、別記第2号様式により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による助成金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求及び実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、助成金実績報告書(第3号様式)及び助成金交付請求書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第10条 会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて、調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、助成金の交付の決定の取り消し又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者は、助成金を返還するものとする。

- (1) この要綱の条件に違反したとき
- (2) この要綱に基づき、会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき

(助成金の返還)

第12条 会長は、前条による助成金の交付決定の変更又は交付決定の全部若しくは一部の取消しによって、助成金の額を減額したときは、交付した助成金のうち、減額分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 会長は、必要に応じて、助成事業者から助成事業の遂行状況について報告を求め又は調査することができる。

(関係書類の保管)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 2 (第 4 条、第 6 条関係)

項 目	金 額
レンタカー 1 台あたりの割引額	5, 0 0 0 円